

# 愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託プロポーザル実施要領

## 第1 目的

愛媛県奨学資金貸付金に係る債権回収業務について、債権回収の効率化及び回収率の向上を図るため、専門的な知識等がある事業者に委託するに当たり、委託候補者の選定に必要な事項を定める。

## 第2 募集の内容

### 1 業務名

愛媛県奨学資金貸付金回収業務

### 2 業務内容等

別紙「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託仕様書」のとおり

### 3 業務期間

契約締結の日から令和9年〇月〇日まで（3年間）

### 4 実施方法

公募型プロポーザル方式

### 5 委託料の上限額

5,563,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本上限額は、令和6年度中（令和6年9月1日から令和7年3月31日までの予定）の本業務実施に要する額であり、令和7年度以降の上限額については、別途協議のうえ、年度ごとに定めるものとする。

※本上限額を超える提案については、無効とする。

## 第3 公募型プロポーザルに係る事項

### 1 参加者の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県の令和5～7年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者又は企画提案書提出期限（令和6年7月4日）までに登録を得る見込みの者であること。
- (3) 愛媛県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若

しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(7) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の規定による法務大臣の許可を受けた債権回収会社(同法第2条第3項。以下「債権回収会社」という。)、弁護士又は弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2の規定による弁護士法人のいずれかであること。

(8) 債権回収会社にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。

弁護士にあつては、弁護士法第57条第1項第2号から第4号に規定する懲戒の処分を、弁護士法人にあつては、同法第57条第2項第2号から第4号に規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

(9) 経営状況において契約の履行に支障のないこと。

## 2 企画提案書の作成

企画提案書は次の(1)から(5)に掲げる内容を含むものとする。

- ・原則A4版で作成すること。(別途フロー図などの添付は可)
- ・枚数の制限はなし。
- ・様式は任意とするが、様式6を鑑とすること。

### (1) 業務実施方針

ア 基本的な取組姿勢

### (2) 実施計画

ア 業務フロー

イ 実施スケジュール

### (3) 実施体制

ア 体制(人員指揮命令系統・サポート体制・連絡体制など)

イ 専門性・能力(資格・研修、受託実績・成果(回収率等)など)

ウ 拠点・設備(業務実施場所・設備など)

エ 個人情報保護(体制・取り組み・認証制度取得など)

### (4) 個別業務の実施方法

ア 文書催告(方法・手順・記録、頻度など)

イ 電話催告(方法・手順・記録、頻度など)

ウ 訪問催告・現地調査(方法・手順・記録、頻度など)

エ 連帯保証人、保証人への催告(方法・手順・記録、頻度など)

- オ 相談・問い合わせ・苦情等への対応（方法・手順・記録など）
- カ 集金・入金（方法・手順・記録など）
- キ 分納管理（方法・手順・記録など）
- ク 県への報告・連絡（方法・手順・頻度など）

(5) 成功報酬

成功報酬率（回収額の\_\_\_%（消費税別））

(6) その他

その他（業務実施に関する創意工夫・セールスポイントなど）

3 プロポーザルに係るスケジュール

項目	日程
① 実施要領等公表・配布	令和6年6月3日（月） ～令和6年6月17日（月）
② 質問書提出期限	令和6年6月12日（水）
③ プロポーザル参加申込書提出期限	令和6年6月17日（月）
④ 企画提案書提出期限	令和6年7月4日（木）
⑤ 選定委員会（書面審査）	令和6年7月中旬（予定）
⑥ 選定結果の通知・公表	令和6年7月下旬（予定）

4 担当窓口

愛媛県教育委員会事務局 管理部 教育総務課 教職員厚生室 厚生事業係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話：089-912-2924（厚生事業係 直通）

電子メール：[kyoushokuinkousei@pref.ehime.lg.jp](mailto:kyoushokuinkousei@pref.ehime.lg.jp)

5 プロポーザル実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年6月3日（月）～令和6年6月17日（月）

（平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

上記4の担当窓口

※実施要領等は、愛媛県ホームページからもダウンロードできます。

6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに参加するに当たって、実施要領等に関する質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

なお、件名は「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託に関する質問」とし、電子メール送

信後は、上記4の担当窓口へ電話により連絡を行うこと。

※電話による連絡は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

(2) 提出期限

令和6年6月12日（水）午後5時（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、すべてをとりまとめのうえ、愛媛県ホームページにて公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 プロポーザル参加申込書の受付

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 参加申込者概要書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ [弁護士又は弁護士法人の場合]

弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類（写し可）

オ [債権回収会社の場合]

許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地のわかる書類（写し可）

カ 参加申込者の概要がわかる書類（既存のパンフレット等）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時（必着）

(4) 提出方法

上記4の担当窓口へ持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留）とする。

8 企画提案書の受付

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式5を鑑とした任意様式）

イ 業務実績調書（様式6）

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出期限

令和6年7月4日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法

上記4の担当窓口へ持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留）とする。

9 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 言語等

プロポーザル及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨

に限ることとする。

(2) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出した書類に虚偽の記載を行った場合
- エ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- オ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- カ 委託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできないものとする。

(5) 提出書類の変更、返却等

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めない。

また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

ウ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を上記4の担当窓口へ持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留）により提出すること。

## 第4 選定に係る事項

### 1 選定方法

選定は、県が別途設置する選定委員会において行う。

なお、選定に当たっては、審査項目及び評価内容（別表）に基づき、書面審査により、提出書類の内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審査得点が基準点（総得点の6割）以上の最も高い提案者1者を委託候補者として選定する。

- 2 選定委員会（書面審査）  
令和6年7月中旬頃（予定）
- 3 提案者が1者又は無い場合の取扱い  
提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、評価の結果において、審査得点が基準点以上の場合は当該提案者を委託候補者とする。  
また、審査得点が基準点未満の場合又は提案者が無い場合は、再度公募を実施する。
- 4 選定結果の通知  
選定結果は選定後、書面により通知するとともに、県ホームページで公表する。  
なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

## 第5 契約に係る事項

- 1 契約の締結  
契約に当たっては、選定された委託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議したうえで、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。  
なお、選定された委託候補者と県との協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。
- 2 契約保証金  
契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

## 第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

- 契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。
- 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合  
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができるものとする。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事案の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
  - 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合  
災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について双方が協議するものとする。  
なお、委託期間終了若しくは契約の解除により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく県に提供することとする。

様式 1

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

実施要領等に関する質問書

「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託プロポーザル実施要領」等について、質問事項  
がありますので提出します。

法人名（団体名等）：

所在地：

担当者名：

電話番号：

F A X：

電子メール：

質問事項	(実施要領、仕様書等の別・ページ等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

愛媛県知事 様

「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託」  
プロポーザル参加申込書

(参加申込者)

所在地

法人名

(団体名等)

代表者

⑩

(弁護士の場合) 登録番号 :

(弁護士法人の場合) 届出番号 :

(債権回収会社の場合) 許可番号 :

連絡先 (部署)

(担当者)

(電話番号)

(FAX)

(電子メール)

「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託プロポーザル実施要領」に基づき、愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託プロポーザルに参加します。



様式3

参加申込者概要書

(ふりがな) 名 称	( )
所 在 地	〒
	(本業務を受託する事業所が上記と異なる場合に記載) 〒
設立年月日	
資 本 金	
直 近 の 年間売上高	
直 近 の 当期純利益	
直 近 の 利益剰余金	
代 表 者	役職 氏名
従 業 員 数	名 (うち、正規雇用者 名)
担 当 者 連 絡 先	担当者所属 役職 氏名 電話番号： FAX： 電子メール：
理 念 活動目的等	
事 業 内 容	
事 業 の 主 な 特 色 実 績 等	

※「正規雇用者」は、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を除く。

様式4

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

法人名：  
（団体名等）  
所在地：  
代表者：

⑩

誓 約 書

愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託プロポーザル参加申込に当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 プロポーザル参加の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 談合その他の不正行為を行っておりません。

愛媛県知事 様

## 企 画 提 案 書

法人名：

(団体名等)

所在地：

代表者：



「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託」について、企画提案書を提出します。  
なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)

職・氏名

電話番号

F A X

E-mail

様式6

業務実績調書

1 国、地方公共団体等での奨学資金貸付金回収業務の実績内容

機関名	債権種別	回収率 (回収件数/受託件数)	回収率 (回収金額/受託金額)	受託期間
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月

※回収率については、進行中の案件については除くこととし、令和6年3月31日時点での数値を記載すること。

2 国、地方公共団体等での本業務に類する債権回収業務の実績内容

機関名	債権種別	回収率 (回収件数/受託件数)	回収率 (回収金額/受託金額)	受託期間
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月
		%	%	年 月 ～ 年 月

※回収率については、進行中の案件については除くこととし、令和6年3月31日時点での数値を記載すること。

注：指定様式(A4縦長横書き)に記載し、不足の場合は、頁を増やし追加すること。

様式7

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

## 参 加 辞 退 書

法人名：

(団体名等)

所在地：

代表者：

⑨

愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託プロポーザルへの参加を辞退します。

(理由)

--